

全ト協、荷待ち時間記録義務付け前に説明チラシ作成

Edited By LogisticsToday On 2017/06/26

全日本トラック協会は、7月1日から待ち時間の記録が義務付けられるのを前に、乗務記録への記載例などを掲載したチラシを作成した。

国交省は、貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈と運用を一部改正し、に待ち時間などの記録を義務付ける通達を出して7月1日から改正することになっている。

■関連記事

7月から荷待ち時間の記録義務付け、荷主勧告の材料に

<http://www.logi-today.com/290368>

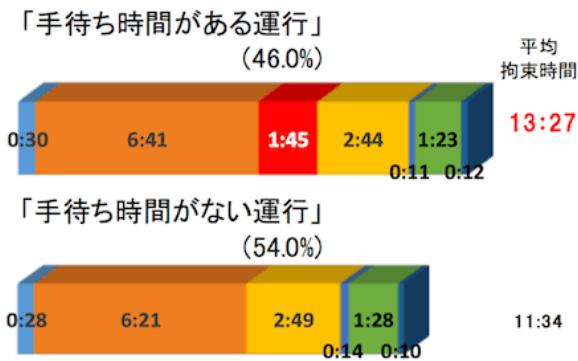
国交省、荷待ち時間短縮へ乗務記録内容追加

<http://www.logi-today.com/283487>

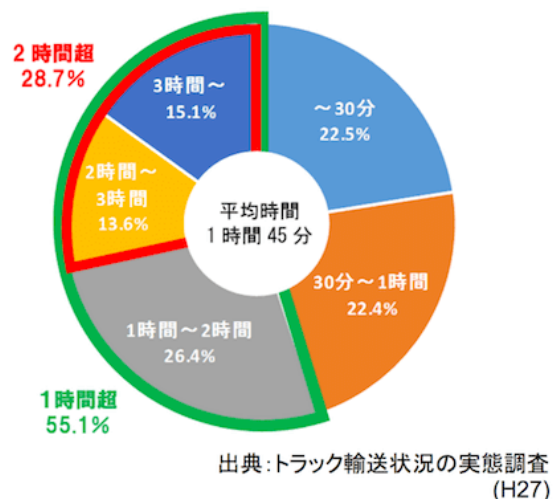
チラシは、1運行あたり2時間を超える荷待ち時間が全体の3割近くを占めている調査結果を示しつつ、「荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたら、集貨地点等、集貨地点等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書く」こと、デジタルタコグラフなどほかの方法で記録している場合は記載が不要であることなどを説明したもの。荷待ち時間の記載例はWord版、Excel版、PDF版の3種類を用意した。

■荷待ち時間の記載例

1運行の平均拘束時間とその内訳
(手待ち時間の有無別)



1運行あたりの手待ち時間の分布



■チラシ

平成29年7月1日から、荷主都合30分以上の荷待ちは「乗務記録」の記載対象です。

トラックドライバーの荷待ち時間削減と適正取引構築のために

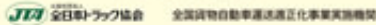
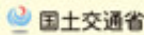


記録はカンタン。
荷主都合による荷待ち時間が30分を超えたら、集貨地(倉庫等)、集荷地(倉庫等)への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時などを書くだけです。

※デジタルなどの方法で記録している場合は記載不要です。

トラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている荷待ち時間。これを削減するためには、トラックドライバーの乗務実態を把握する必要があります。そこで、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を平成29年6月31日に公布、29年7月1日に施行しました。この省令は、トラックドライバーが乗務時間累計10時間以上または最大乗務量10人以上のトラックに乗務した場合は、荷主の都合により、30分以上の荷待ちがあった場合は「集貨地の等、集荷地等への到着・出発日時、荷積み・荷卸しの開始・終了日時」などを乗務記録に記載対象として追加するものです。

国土交通省では、今回の一部改正により、荷待ち時間等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、業としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、高い荷待ち時間や長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。ムダな荷待ち時間を減らし、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、荷主都合による荷待ち時間が30分以上であった場合は必ず「乗務記録」に記載し、最近1年間は保存してください。



荷待ち時間等の記録義務付け (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)にともなう乗務記録付票 [記載例]

集貨・荷卸しのパターン例 (サンプル)

- 集貨地点等に到着 (乗務記録記載)
 - ②-1 荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
 - ③-1 附帯業務 (20分: 本業業務)
 - ②-2 再荷待ち待機 (20分: 荷主都合)
 - ③-2 附帯業務 (30分: 荷主都合)
 - ④ 荷積み (60分: 本業業務)
- 集貨地点等を出発 (乗務記録記載)

※上記の場合、(②-1)+(②-2)=待機時間 40分
【乗務記録記載要件【荷主都合による(荷待ち待機時間 30分以上)】に合致】

注意
この票に記載する2つの集荷地(倉庫)の荷待ち時間(乗務記録)は、乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となるのは、乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。

記入見本 荷待ち時間記録(例) (平成29年7月1日)

※乗務時間累計10時間以上又は最大乗務量10人以上の乗務が対象

乗務番号: ()
集貨地点等 (荷積み地 / 荷卸し地 / 附帯業務実施地) : (〇〇 貨品 / 〇〇 物流センター)

荷主指定の到着時刻 (有る場合)	集貨地点等への到着時刻
① 8時00分	8時00分
荷待ち待機 開始・終了時刻	荷主都合による荷待ち待機の合計時間
②-1 9:00 ~ 9:20	待機 40分
②-2 9:40 ~ 10:00	
附帯業務 開始・終了時刻	乗務記録に記載対象
③-1 9:20 ~ 9:40	
③-2 10:00 ~ 10:30	乗務記録に記載対象
④ 荷積み 開始・終了時刻	
10:30 ~ 11:30	
集荷地点等からの出発時刻	
⑤ 11時30分	

注

- 集荷地等に到着した時刻(荷主指定)と到着時刻(乗務記録)との差が30分以上の場合、乗務記録に記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。
- また、必要事項をデジタルなどの方法で記録している場合は記載不要です。
- 乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。乗務記録の記載対象となる。

※この乗務記録は、紙本として印刷したものです。